

わが国の公認会計士監査制度

1 概史



- 英国会社法は 1844 年以来監査役を設置し、1948 年会社法は監査役を「勅許会計士」と定める。
- 米国では、「法定監査」以前に「任意監査」が 50 年間行われていた。
法定監査——連邦法である証券法（1933 年、「有価証券届出書」）及び証券取引所法（1934 年、「有価証券報告書」）が独立公共会計士 (**Independent Public or Certified Accountants**) による監査済み財務諸表の SEC への届出を強制。「公認会計士による監査」とは限定していない。独立した会計士かどうかは“マーケット”が決める。
- 日本の公認会計士制度は、英国に比べ 100 年の遅れ、米国に比べ 50 年遅れてスタート

2 アメリカ職業会計士監査制度 150 年の歴史

[任意監査の時代]

1. 1860年代～1900年代（誕生と成長の時代）

英国の対米投資と勅許会計士の渡米、企業合併運動と英国会計士の活躍、
アメリカ公共会計士協会（1887 設立、AICPA の母体）、ニューヨーク州公認会計士法
（1896、CPA という称号 → 1921、全米が公認会計士法）

2. 1910年代～1920年代（「量的」拡大期）

所得税法の職業会計士への影響（1917 年、18 歳入法による高率課税、連結納税）、
株主宛財務諸表監査の発展（結果的には「経営者のための会計監査」）

[法定監査の時代]

3. 1933年～1939年（法定監査の開始）

有価証券法（1933）と証券取引所法（1934）の成立、SEC の設置（会計基準設定権限
を保持するが、これを公認会計士業界に委譲、『官』と『民』の関係）

4. 1940年～1959年（GAAP 形成への努力：会計手続委員会）

AIA 会計手続委員会による会計原則の発表（「会計研究公報」、企業結合会計・リース
会計での Big 8 の衝突。大会計事務所の中小会計事務所の吸収と「繁栄」

5. 1960年～1972年（会計原則形成の葛藤：APB（会計原則審議会））

APB オピニオン（投資税額控除会計基準と合併会計基準の失敗）、コンピュータに伴う
MAS の拡大と業界の「大繁盛」、AICPA の会計基準設定権限の喪失

6. 1970年代（嵐の70年代：議会による公認会計士業界の統制の危機）

会計士訴訟の増加、議会（モス、メトカーフ）による公認会計士業界への介入→AICPA
の自主規制 — ピア・レビュー（同僚検閲）、FASB の活動開始（1973）、

7. 1980年代（エクスペクテーション・ギャップ）

エクスペクテーション・ギャップ（監査基準—不正の発見+懐疑心（skepticism）、継
続企業の監査等）

8. 1990年代（プロフェッショナリズムの危機）

銀行や貯蓄組合（S&L）や金融機関の倒産と公認会計士に対する訴訟の増加

9. 2001・2年～現在

「会計産業」の覇者 アーサー・アンダーセンの崩壊→サーベンス・オクスリー法の制
定→ PCAOB（Public Company Accounting Oversight Board）の設置、
AICPA の監査基準設定権限の喪失

3 日本の公認会計士監査制度

■ 「着実に進展している」と評価 ―― 1957年以後 57年の歴史

- ① 経営者の公認会計士監査に対する認識の高まり←国際会計基準による影響
 - ・連結会計、キャッシュ・フロー計算書、税効果、退職給付会計、一連の時価会計（子会社・関連会社株やその他有価証券、デリバティブの含み損、販売用不動産の含み損、減損会計）などを導入する中で、公認会計士監査の重要性が再確認された。
 - ・経営者が監査人を決定 ⇒ “マーケットが監査人を決める”
 - ― 監査の品質の高い監査法人、監査現場で指導機能を発揮する監査法人
- ② 監査法人の体制と姿勢の変化
 - ・中央青山監査法人の解体（2007年7月）の教訓―「投資者保護」の意識の向上
 - ・監査法人の原点にかえれ！
- ③ マスコミの関心の高まり―国際会計基準、継続企業の前提に関する情報、内部統制に関する重要な欠陥、意見不表明、監査人の交代、粉飾決算疑惑等に関するニュース
- ④ 「金融庁+証券取引等監視委員会+公認会計士・監査審査会」= SEC
- ⑤ 金融証券取引所の体制の強化
 - ・株式会社（日本取引所グループ）としての金融商品取引所の姿勢、質のコントロール

■ 課題と展望

□ 『日本再興戦略』（平成 26 年 6 月閣議決定）

○ 監査の質の向上、公認会計士資格の魅力の向上に向けた取組みの促進

「金融庁及び公認会計士・監査審査会が日本公認会計士協会と連携し、企業や市場関係者等における会計・監査の役割に関する認識の向上、公認会計士の活動領域の拡大、会計人材の育成、監査水準の向上、日本公認会計士協会の自主規制機能の強化等に資する具体的施策の検討、実施を促進」

- ① 公認会計士監査制度に対する理解と期待は高まっているのか？
 - ・会計監査が財務諸表の「安全」と「安心」を担保しているという事実に対する社会の認識不足
 - ・何を期待されているのか？→ 不正発見型監査への期待、企業破綻に係る情報（GC）等
- ② 監査人の知識や技能、監査法人の体制は被監査会社の展開に追いついているのだろうか？ 監査人の独立性とは？
 - ・独立性の根幹：監査人の「実力」← 公認会計士自らの教育 + 監査法人の教育・訓練、評価と昇進の公正性・透明性
 - ・会計プロフェッションの自己規律（品質管理レビュー）の有効性と限界→これを補完する公認会計士・監査審査会の役割

4 公認会計士・監査審査会の活動状況

1 審査・検査

- ・日本公認会計士協会による品質管理レビュー（自主規制）を前提に、審査会による審査・検査（公的規制）が補完するという二重チェックシステム。
- ・監査事務所における監査業務の適切性の検証
- ・日本公認会計士協会の品質管理レビューの実効性の検証

審査の実施状況

平成 21 年度—83, 22 年度—99, 23 年度—86, 24 年度—95、25 年度—93

検査の実施状況

平成 21 年度—7, 22 年度—9, 23 年度—9, 24 年度—11, 25 年度—13

報告徴収（面談も含む）

平成 21 年度—36, 22 年度—32, 23 年度—31, 24 年度—58, 25 年度—70

問題有の場合に金融庁長官に対して行政処分の勧告

平成 21 年度—1, 22 年度—1, 23 年度—2, 24 年度—2, 25 年度—1
26 年度—3（現在まで）

金融庁長官の処分（案）に対する審議

2 公認会計士試験の実施と合否判定

3 国際監視体制

- ・公開会社を監査する会計事務所を監視する各国の規制機関の国際組織（IFIAR : International Forum of Independent Auditor Regulation、2006 年設立、現在 50 カ国加盟）への参加。公認会計士・監査審査会も IFIAR の有力なメンバーで、各種のワーキング・グループの議長を務めている、
- ・米国監査法人に対する公認会計士・監査審査会の検査の実施